



# 山形県公報

平成16年3月3日(水)

号 外(13)

## 目 次

### 告 示

都市計画の変更の案の縦覧.....	(都市計画課) ... 1
同 .....	( 同 ) ... 2
同 .....	( 同 ) ... 同

## 告 示

### 山形県告示第246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 都市計画の種類及び名称

酒田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

昭和10年内務省告示第161号(都市計画区域の指定)、昭和17年内務省告示第745号(都市計画区域の変更)、昭和33年建設省告示第1017号(都市計画区域の変更)、昭和43年建設省告示第3668号(都市計画区域の変更)、昭和47年7月県告示第1050号(都市計画区域の変更)、昭和59年3月県告示第421号(都市計画区域の変更)及び平成4年10月県告示第1165号(都市計画区域の変更)で決定した区域並びに次の区域

酒田市大字勝保関字北波加伊の一部、字上割符の一部、字下割符の一部、字百野の一部、字前の一部及び字後口の一部、大字大野新田字高田、字村南及び字高野場の一部、大字小牧字切添、字両興屋、字西畑、字中芹田の一部、字北五丁野及び字南五丁野、大字茨野新田字川端の一部、字村北の一部、字大坪の一部及び字大割の一部、大字小牧新田字道の下の一部及び字西田の一部、大字本川字大海塚の一部、大字熊手島字下福島の一部、字熊興屋の一部及び字手興屋の一部、大字遊摺部字千代世の一部、大字大町字大野の一部、字上切添の一部、字上割の一部、字兼子の一部及び字上野、大字丸沼字二枚田、字宮前、字島の内、字中島、字鮭持沢、字中サビ及び字西田、大字新堀字木船、字呉福、字豊森、字下川原、字船附、字前岡、字聖の宮、字法流田、字石巻、字惣実、字中坪、字魚持沢、字割田、字山田、字平成及び字横枕、大字落野日字広野の一部、字十寸穂、字刈分、字川前、字新田の一部、字杉之崎、字下之割、字古割、字牛荒川戸、字荒川、字加久地、字楯之畑の一部、字堤割、字西田、字西畑の一部、字睦田及び字西大割、大字木川字松之里、字東中道、字西中道、字アラコウヤ、字水尻、字堰中瀬、字オソノ、字八幡田、字中道、字サバタ及び字櫓、大字門田字寿福、字台ノ上、字宮ノ前、字沼田、字堀止、字村西、字下モ田、字荒田、字南田及び字錦、大字局字局、字惣田、字未谷地、字立野、字東田及び字西田並びに大字板戸字福岡、字北大坪、字大坪、字北前、字土手前、字中割、字本間新田、字車田、字苗岡、字苗福、字黄金、字宮北、字宮前、字宮南、字瑞穂、字錦、字宝ノ北、字宝ノ前及び字宝ノ南

#### 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成16年3月4日から平成16年3月17日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所及び遊佐町役場

#### 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第247号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月3日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画の種類及び名称

酒田都市計画市街化区域及び市街化調整区域

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 市街化調整区域から市街化区域へ変わる部分

酒田市飯森山一丁目及び三丁目、大字宮野浦字出羽台及び字飯森山西、大字広野字奥井及び字佐渡尻、大字坂野辺新田字上割及び字藤山、大字廣野新田字井戸及び字佐渡尻、大字高砂字高砂、大字宮海字南浜並びに山居町二丁目地内

## (2) 市街化区域から市街化調整区域へ変わる部分

なし

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成16年3月4日から平成16年3月17日まで

(2) 場所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所及び遊佐町役場

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第248号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月3日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画の種類及び名称

酒田都市計画臨港地区

## 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 酒田市大字高砂字高砂、大字宮海字南浜及び山居町二丁目地内

(2) 削除する部分 なし

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成16年3月4日から平成16年3月17日まで

(2) 場所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。